

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

令和 5 年 6 月 14 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

〒401-0332  
 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖28-1  
 届出者 株式会社エイム  
 代表取締役 西村 純一  
 TEL 0555-28-4130

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社エイム AIM Brew LAB.	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒401-0332 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖19	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		

△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		
----------------------	-----------	--	--

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

連絡先および担当者名

〒401-0332 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖28-1

株式会社エイム

0555-28-4130

担当 西村 純一（携帯：090-2044-7044）

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (10 飲料製造業の用に供する施設 (口) 洗浄施設)	
型 式	CIP Cleaning System (Micet社製)	
構 造	ステンレス製 (厚さ2.5mm)	
主 要 寸 法	直径450mm×1600mm×2基 (図-6)	
能 力	タンク容量 各50L ポンプの体積流量：3m <sup>3</sup> /h	
配 置	醸造所内の所定位置 (配置は図-4のとおり)	
床 面 及 び 周 囲	床面：厚さ150mmのコンクリート及び エポキシ樹脂コーティング（耐薬品 性） 周囲：排水溝を設け流出を防止・厚 さ150mmのコンクリート及びエポキ シ樹脂コーティング（耐薬品性）	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2023年10月1日	年 月 日
工事完成予定年月日	2024年2月29日	年 月 日
使用開始予定年月日	2024年3月1日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (10 飲料製造業の用に供する施設 (口) 洗浄施設)	
設 備	ポンプ・コントローラー・バルブ・ホース	
構 造	ステンレス製	
主 要 寸 法	コントローラーパネルサイズ： 350mm x 350mm ホースは洗浄対象のタンクまで連結 ポンプ1ヶ所、ホース連結口2ヶ所、 開閉バルブ6ヶ所	
配 置	醸造所内の所定位置 (配置は図-4のとおり)	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2023年10月1日	年 月 日
工事完成予定年月日	2024年2月29日	年 月 日
使用開始予定年月日	2024年3月1日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

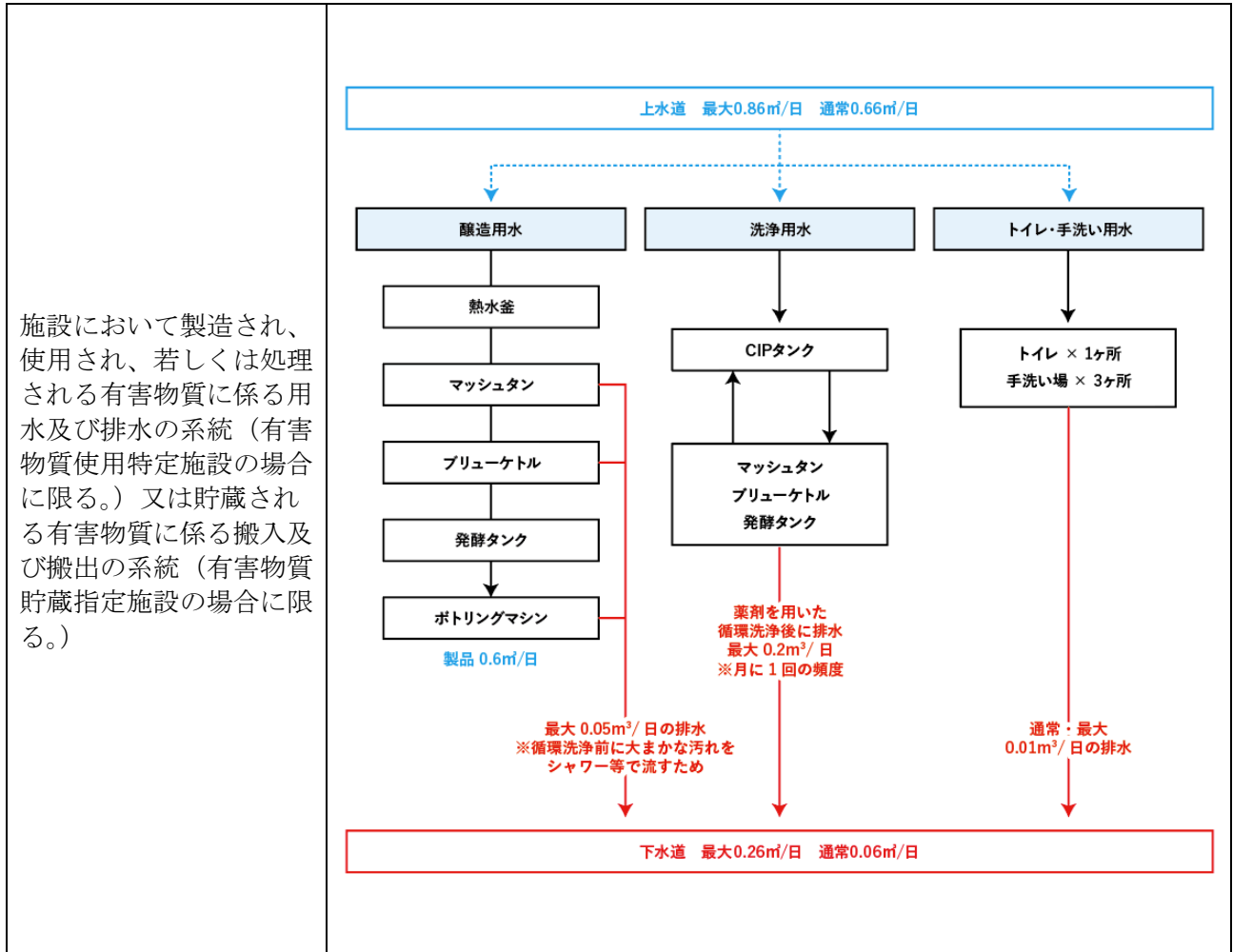
備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1（変更前）	A-1（変更後）
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 （10 飲料製造業の用に供する施設 （口）洗浄施設）	有害物質使用特定施設 （10 飲料製造業の用に供する施設 （口）洗浄施設）
設 置 場 所	醸造所内の所定位置 （配置は図1のとおり）	醸造所内の所定位置 （配置は図1のとおり）
操 業 の 系 統	醸造工程で使用したマッシュタン（ろ過施設）・ブリューケトル（湯煮施設）・発酵タンクの洗浄時に対象となるタンクとA-1のCIPタンクを接続しアルカリ洗浄および酸洗浄（図2のとおり）	醸造工程で使用したマッシュタン（ろ過施設）・ブリューケトル（湯煮施設）・発酵タンクの洗浄時に対象となるタンクとA-1のCIPタンクを接続しアルカリ洗浄および酸洗浄（図2のとおり）
使用時間間隔	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回
1日当たりの使用時間	タンク1基につき20分/回	タンク1基につき20分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	アデカN100（硝酸40%） 図-8参照	アデカTF50 0.5L/月 図-8参照
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		
その他参考となるべき事項	洗浄剤見直しにより変更	変更後は水質汚濁防止法に基づく有害物質を使用しない

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m³/日)
	醸造用水	上水	0.65 m³/日
	洗浄用水	上水	0.2 m³/日
	トイレ・手洗い用水	上水	0.01 m³/日

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。